

研究所とのNet Work

所報

Aichi Labor Institute

もくじ

連合と全労連--共同への新たな胎動・五十嵐 仁 p 2 ~

新しい福祉国家論に対する労働運動からの接近の必要性
...大黒 作治 p 6 ~

有期雇用者をめぐる法と政策 ...石原 和子 p 8 ~

遊牧社会と馬文化 ...長沢 孝司 p 10 ~

フランス・センヌマレー県の健康保険共済組合を訪ねる
...近森 泰彦 p 12 ~

三菱自動車岡崎工場・夜遅くの多人数退社にびっくり
..... p 16 ~

新刊紹介・日本経済の変容と構造改革 p 21 ~

中国・東北地方の旅で見たもの ...大木 一訓 p 22 ~

研究所便り p 28



● 第101号・特大号
○ 2002年9月15日

愛知労働問題研究所

〈特別寄稿〉



連合と全労連——共同への新たな胎動

五十嵐 仁

はじめに

私は、2000年9月から2002年2月までの間、海外留学で日本を留守にしていました。1年半後に帰ってきて、日本の政治や経済・社会があまりにも旧態依然たるままであることにがっかりしました。帰ってきた直後から、鈴木宗男衆院議員の参考人質疑に始まり、加藤紘一、井上裕、辻元清美、田中真紀子などが問題となった一連のスキャンダルや騒動を目にしましたが、いずれも「いつか見た光景」でした。

しかし、「これは変わった」と驚いたこともなかったわけではありません。その最たるものは、『労働運動』という雑誌の表紙を見たときです。そこには、連合の草野忠義事務局長の名前が、全労連や全労協の事務局長と一緒に書かれていたからです。これには驚きました。連合の事務局長が、新日本出版社の出している『労働運動』誌に登場していたわけですから……。

「これこそ共同への新たな胎動であり、ここに希望がある」と、その時感じたものです。連合事務局長の登場も画期的でしたが、それを掲載した『労働運動』編集部側の決断も見事でした。しかし、実は、連合と全労連のこのような共同への試みは、かなり以前から始まっていました。その過去と現在を、ここで簡単に振り返ってみることにしましょう。

共同の始まり

連合と全労連は、いわゆる「労戦統一運動」の下での激しい対立・分裂の時期を経て1989年に結成されました。両ナショナルセンターととその傘下組織の対立抗争はその後もしばらく続き、一部ではいまだに組織問題を抱えているところもあります。

しかし、96年5月にILO総会への労働側代表問題で連合と全労連の非公式の懇談が行われ、水面下での両者の接触が始まります。このときの懇談は公表されませんでしたが、8月に行われた中労委の労働者委員の任命問題をめぐる連合の鷲尾事務局長と全労連の熊谷事務局長との懇談は公表されました。両組織の代表が公式に会って話をしたのは、これが初めてです。

このような両組織の接触は、97年以降、次第に活発になっていきます。2月には初の事前調整を行なって減税などを求めた国会前座り込みを同時に行い、10月の全労連評議員会で小林議長が初めて連合との共同を提唱しました。11月には、労基法改定反対の労働省前集会で、連合・全労連・全労協が初めて事実上の「一日共闘」を行い、この3団体が派遣ネット主催のシンポジウムで初めて同席するというもありました。

このような動きは98年にも続き、2月に開かれた労働弁護団主催のシンポジウムで再び3団体が同席し、3月7日、8日と続いた春闘集会では、連合と全労連が費用を折半して一つの舞台を2日にわたって使うというようなこともありました。前日の雪かきも共同で行われています。

5月には労基法改定反対で連合が国会周辺を歩き回る「国会ウォーク」を実施しました。このとき、国会前に座り込んでいた全労連女性部のメンバーが、連帯の意を込めて鷲尾連合会長と笹森事務局長に花束を手渡すというほほえましい光景も見られました。このため、このときの実事実上の共同行動は、「花束共闘」と呼ばれています。

私にとって印象的だったのは、99年11月2日、大原社会問題研究所の創立80周年記念シンポジウムで、連合の笹森事務局長と全労連の坂内事務局長が同席したことです。両ナショナルセンターの事務局長がこの種のシンポジウムにパネラーとして出席するのは結成以来初めてのことであり、当日司会を務めた私にとっても忘れがたい思い出となっています。また、この席上、連合の笹森事務局長が全労連との「同時多発的行動」を容認したことは、その後の両組織の共同が発展していく上で大きな意味を持ちました。

さらなる共同の発展

このような連合や全労連など異なる労働組合全国組織間の共同行動は、その後も取り組まれていきます。2000年2月には新宿駅前に連合と全労連の宣伝カーが

並び、両事務局長が年金改定反対、労働者保護法制定に向けての「同時多発」リレー宣伝が行われ、国会前での共同の座り込みも実施されました。

昨年の10月、連合大会で新しい会長に笹森清事務局長が選ばれましたが、大会後の記者会見で笹森新会長は、連合の枠にこだわらない限定・時限・雇用共闘を呼びかけて注目されました。これをうけて、10月15日、全労連の小林議長と坂内事務局長は「心から歓迎する」との見解を表明しています。

また、このような中央団体間だけでなく産別レベルでの共同も進んでいます。春闘では2000年から全労連傘下のJMIU（全日本金属情報機器労組）が共同行動の場として純中立無所属組合や連合加盟組合を結集する「金属労働組合懇談会」（春闘金属労組懇）を結成しています。今年も、2月24日に東京・日比谷公会堂で、「2002年春闘を元気にたたかう東日本集会」が、この懇談会の主催で開催されました。

通常国会に提出された有事3法案をめぐっても、上部団体を異にする陸海空港関係労組が5月24日に集会を開き、志位共産党委員長、土井社民党党首、生方民主党衆院議員などがあいさつしました。この集会には4万人が参加し、99年5月にガイドライン関連法に反対して、連合・全労連・全労協傘下20労組が開いた5万人集会以来の盛り上がりを示しました。

この有事3法案反対集会より前の5月20日、私は、日本労働弁護団主催のシンポジウム「解雇ルール立法化を！」に出席しました。シンポジストは、日本労働弁護団の宮里邦雄弁護士、連合の龍井葉二労働政策調整局長、全労連の熊谷金道副議長、全労協の藤崎良三議長です。連合の本部がある総評会館で全労連や全労協が参加するシンポジウムが開かれたことに、ある種の感慨を覚えました。

このシンポジウムでは労働3団体がそれぞれ独自に発表している解雇規制や解雇制限に関する提案や提言について発言がありました。その内容に大きな違いはなく、少なくとも整理解雇4要件の法制化という点では一致しており、連合はじめ全労連や全労協も立法化に向けての署名運動などに取り組んでいます。

このようななかで、7月24日から3日間、全労連の定期大会が開かれ、「あらゆる労組、社会勢力との共同」などの新方針が決まりました。ここでは、「連合を含むあらゆる傾向の労働組合との共同を目的・意識的に追求する」ことが目指され、連合に対して、「日本最大のナショナルセンターとして労働者の要求前進、国民の利益擁護、悪政からの転換、労組の社会的地位を高めるための役割を發揮することを期待する」として、具体的な共同行動に向けたエールを送っています。

むすび

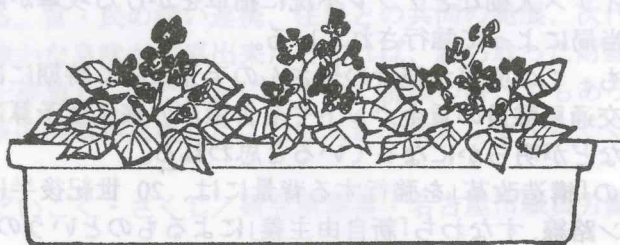
このように、連合と全労連の間の共同の取り組みは 96 年から始まり、今ではさまざまな領域に拡大してきています。私が目にした『労働運動』誌でのインタビューの掲載は、このような共同の一つの現れにすぎませんでした。日本を留守にしていた間にも、このような共同の取り組みは着実に進んでいたわけです。

ただし、このような共同の取り組みに対する逆流や一時的な停滞もないわけではありません。長野県知事選挙では、田中前知事による地方労働委員への全労連推薦委員の任命を理由に連合長野が田中候補ではなく長谷川候補を支持するという事態が生まれました。

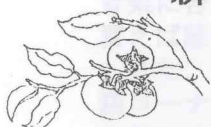
しかし、今日の厳しい経済・労働情勢を考えれば、労働組合が持てる力の全てを結集して取り組まなければ事態を開きできないことは明白です。組合のエゴを優先して労働者や市民全体の利益を見失うなら、労働組合への信頼も労働運動の正当性も失うことになるでしょう。

労働組合の信頼回復と労働運動の再活性化への鍵は、一致する要求での共同と統一にこそあります。働く者にとっての緊急事態ともいえる現下の不況・リストラ攻勢を跳ね返すためにも、共同と統一の力を発揮することが求められています。愛知労働問題研究所が、このような面でも大きな役割を果たされることを期待するものです。

(いがらし・じん／法政大学大原社会問題研究所教授)



新しい福祉国家論に対する労働運動からの接近の必要性



大 黒 作 治

8月25日から28日まで、自治労連定期大会が福島県郡山市内で開催された。大会は、「こんな地域と日本をつくりたい」「元氣な職場と壮大な自治労連運動で流れをかせよう」をスローガンにし、「一自治体一共同」を方針化した昨年の大会決定を実践した全国各地でのこの一年間の豊かな経験が報告された。とりわけ、小泉内閣が進める「構造改革」の重要な柱のひとつである「市町村合併」の具体化が推進されている下で、自治労連傘下の労働組合と首長や住民との学習会、シンポジウムを通じて、押し付け「合併」を破綻に追い込んでいる実態が報告された。愛知県下でも渥美郡三町で「合併協議会」が休止され、旧碧海郡5市の合併対象となっている碧南市議会でも「消極的対応」と報じられている。政府は「合併」によって記念公園やホールなどの公共事業推進を起債などで応じ、その一方で交付税や補助金を大幅に削減することを多くの首長や住民・議会が見抜き始め、改めて自分たちの市や町・村の将来について語り始めているというのも大きな特徴となっている。

また、大会は、8月8日、人事院が史上初めて国家公務員の本俸部分をも削り込むマイナス人勧について、職場の大きな怒りとなっている状況が報告され、職場組合員が労働組合のたたかいについて注目と期待を大きく持っている中で、自治労連がどういう方針を確立するのかについての活発な討議も交わされた。場外では、「組織の大きさに比べて言うことだけは勇ましい」と揶揄す地方幹部もいたが、ことは単年度だけでは済まされない可能性が大きいだけに、今年の秋季年末闘争は私たち公務員労働者にとっては大きな課題を背負った時代のたたかいといえる。

政府・財界の21世紀戦略は1997年の橋本内閣の「六大改革」以降、小淵、森、小泉内閣によって「構造改革」という名で具体化されてきた。「六大改革」とは、行政、財政、経済、金融、社会保障、教育などの分野で、憲法の平和的・民主的諸条項を根本から反動的に改造する「国家改造計画」である。小泉内閣が発足当初の高支持率を背景にその具体化を推進してきたことはいうまでもない。とりわけ経済、社会保障の分野では、不良債権早期最終処理や持株会社解禁、医療・年金制度の改悪によって、中小企業の倒産、高失業率や毎年3万人を超える自殺者数、不安定雇用労働者の増大、デフレ不況などで労働者、国民に耐えがたい困難を強めているのは、誰の目にも明らかである。

私たち自治体労働組合にとっても、この財界の21世紀戦略に大きな影響を及ぼされている。財政危機を口実にした自治体リストラの強行、欠員不補充による臨時・パート職員の増大、マイナス人勧などデフレ不況に拍車をかける攻撃が財政危機を口実にした政府と自治体当局によって強行されている。

名古屋市においても、この原稿が読者の皆さんの手元に届く時期には、市人事委員会のマイナス勧告、交通局職員の賃金カットや名古屋市の来年度予算における市民向け施策の大幅な後退などが明らかになっていると思われる。

ところで、これらの「構造改革」を強行する背景には、20世紀後半に具体化されたサッチャー・レーガン路線、すなわち「新自由主義」によるものというのは通説であり、その路線の破綻はすでに実証済みであることも、今日のヨーロッパにおける労働者の

たたかいの高揚、株式資本主義といわれたアメリカ経済の信用失墜によって明らかとなってきた。

問題は、こうした「構造改革」路線によって生じている抜き差しならない労働者・国民の状態悪化をどのようにして食い止めるかという課題に、労働組合が指針と展望を明らかにすることが重要となっていると思われる。

自治労連は、来春闘から賃上げ要求は底上げ要求一本で職場討議を行い、要求実現に向けた具体的方針は、今次のマイナス人勸を許さない労働者・国民との共同の発展の中から導き出すこととなる。

その際私は、最近どこの学習会に参加しても、「平和な新しい福祉国家」論を展開している学者・研究者の皆さん方の意見との噛み合わせが重要になってきていると考えている。

ここ数年の全労連・愛労連・自治労連の春闘討論の講演には必ずといっていいほど民主的な研究者の皆さんが「新しい福祉国家」を目指す客観的な条件とたたかいの展望を導いておられるが、労働組合の側にその考え方をどのように受け止めているかが明らかにされず、そこに至るプロセスを描ききれていないように思われる。来春闘までには、その具体的な考え方、方針を確立する必要がある。

例えば、底上げ要求で言えば、生活できない日本の最低賃金制の不当性にぶつかり、2004年の年金改定問題、改悪された医療・介護保険問題など社会保障問題と正面から向き合った議論をすることが重要になる。それは、戦後の日本の労働組合運動が一時期を除いて階級的ナショナルセンターを持たず、最賃制や社会保障問題に真正面から取り組んでこなかったことの総括も必要となってくる。

しかし問題の核心は、団塊の世代中心の労働組合幹部自身が、21世紀初頭をどのような労働運動に発展させるかという問題意識やこれからの労働運動にける情熱と次の世代を育てる意気込みと決して無関係でないような気がしている。ほんの短い期間の春闘勝利の実感と比較的長い間の春闘敗北の経験から、「先読み」が先行していないだろうか。21世紀初頭のたたかいが21世紀前半の日本社会を大きく左右する時代であるからこそ、政府・財界は本気になって、反動的な諸法案と仕組みを用意しているのであり、それを「先読み」すれば、自分が年金生活に入る21世紀前半までも大きく規定付けられるのである。

「変革」とは、「反動的改革」なのか「民主的改革」なのかで、労働者・国民の平和と暮らしは180度変わってくる。私たち労働組合に関わる役員もまた、この時代に生きて変革期にふさわしい、理論と実践を構築しなければならない。マイナス人勸とリストラ攻撃という条件の中でたたかいを展望したとき、結果と勝ち取った財産が問われることになる。官・民の深い連携、住民との共同の発展、次代を担う青年たちとの世代を超えた確かな息吹が実感出来たとすれば、勝ち取った財産のほうが大きくなる。そんなことを夢想し、したたかに生きぬく挑戦の時代でもあろうか。長野県知事選挙での田中知事の再選が実現したことも大きな励ましを与えてくれた。

(だいこく・さくじ／研究所理事・名古屋市職員労働組合執行委員長)

有期雇用者をめぐる法と政策

—フリーターの海に安全装置を—



石 原 和 子

労働市場の構造改革のもと、雇用・就業形態の多様化は劇的に進行し、今や雇用の場は“フリーターの海”（朝日新聞 2002 年 9 月 3 日朝刊「くらし」面 鎌田慧コメント）と化した。正規労働者の削減と非正規労働者の増大の事態は、政府統計によっても裏付けられる。総務省労働力調査結果報告速報（平成 14 年 8 月 30 日）によれば、役員を除く雇用労働者中、パート・アルバイト、契約社員、派遣社員等の非正規労働者の割合は 28.5%、1407 万人に上る。この 3 年間に非正規労働者はおよそ 15% 増え、一方、正規労働者は 30% 減少した。

増大し続ける非正規労働者は正規労働者と比較し、さまざまな点で労働法上の法的保護を欠く。従ってこのような雇用の非正規化は、労働者の生活を不安定なものにし、雇用社会をますます「不安社会」（内橋克人）に塗り替えるものと言わざるを得ない。

特に問題なのは非正規労働者の多くが期間設定された労働契約を締結していることから、労働法の重要な保護規定である解雇制限がなされない点である。労働法は労働契約に期間を定めること自体は、1 年を超えない限り容認している（労基法第 14 条）ため、このような有期の労働契約は、契約に付された期間が満了したことにより、当然、終了する。例えば 2 ヶ月間の有期労働契約を、23 回更新し、同一の労使間に労働関係が継続していたが、しかし、24 回目の契約更新がなされなかった。このような場合でも、法的に問題はない。しかし、その契約終了は、労働者に失業をもたらす。

だから法は、このような契約形式を承認しているからといって、これら労働者の深刻な権利侵害を座して見ていたわけではない。一般的な労働者の解雇制限を判例法理により確立してきたように、こうした有期労働契約の更新によって一定長期間継続就労した労働者の契約終了（＝雇止め）について、解雇権濫用法理の類推適用の法技術により、濫用的な有期労働契約の終了を規制してきた。先にあげた短期有期労働契約の更新拒否につき、最高裁は「あたかも期間の定めのない契約と実質的に異ならない状態で存続してきたもの」で「実質において解雇の意思表示にあたる」とした（東芝柳町工場事件 第一小判昭 49・7・22）。本判決は有期労働契約に関するリーディングケースとして今に至るまで法的保護機能を果たしている。

しかし、有期労働契約をめぐる法的状況は、90 年代の半ば以降、従来の法的枠組み

を超える動きを示している。1993年労働大臣（当時）の私的諮問機関である労働基準法検討委員会労働契約法制部会報告は、初めて、労基法14条の契約期間の上限緩和に言及し、従来の1年間の上限を5年に改正することを提言した。この報告は4年を経て、労基法14条改正に道を開き、高度専門知識をもつ労働者や高齢労働者などの3年の有期雇用が可能となった（労基法14条1-3号）。本条1、2号は、今年2月厚生労働大臣告示によって拡大されが、これを促したのが、2001年7月経済規制改革会議「重点六分野に関する中間とりまとめ」である。その「Ⅱ人材（2）②」では、有期労働契約について、更に「契約期間の上限5年への延長」及び「適用範囲の拡大」を求めている。

こうした一連の法改正と並んで、政府は99年5月以降有期労働契約に関する調査研究を開始した。本調査は、雇止めに関し約6割の労働者が不満を感じているが、それが「トラブル」として発生したのは僅か9、2%に過ぎないとする。この点一つをとっても、「有期契約の利用状況が・・・労働者のニーズに伴った対応」（研究会座長山川隆一教授）とする見解は疑問である。この報告の基調は、山川教授自身が述べられているように、「有期契約そのものに対して一律の規制を課することは、・・・妥当ではない」ことに貫かれている。従って日本の有期雇用の法政策の帰結は、同教授によれば、「有期契約について合理的理由がある場合しか認めないというヨーロッパ大陸型の指針」とは方向を異にすることになる。そのような対応は「労働市場への影響が大きい」からとする。

ここで指摘された「大陸型指針」とは、有期労働契約に関するEU指令を指すと思われる。90年代に本格化するEUにおける非典型労働関係の法的規制は、各国に影響を及ぼし、例えばドイツでは、EU指令を受けた2000年12月非正規労働者のための立法（TzBfG）が成立した。その4条、14条には、有期雇用者の差別禁止と濫用的な有期労働契約が明記されている。ドイツにおいても有期労働契約の法律問題は判例においても学説においても難問とされ、立法による規制も別も新たな課題を引き起こすと考えられる。しかし、非正規労働者の均等待遇と保護がその法政策の射程距離に置かれたのは間違いない。

それに比して、少なくとも現在の法政策の下では、日本の非正規労働者は何の法的保護措置もなく、“フリーターの海”に投込まれることになる。この問題への労働法のサポートは急務である。

（いしはら・かずこ／愛知大学国際問題研究所客員研究員）



遊牧社会と馬文化

長 沢 孝 司

今年の夏、私はモンゴルに7回目の調査旅行に出かけた。モンゴルの遊牧民の人口比率は42%を維持し、一向に減る気配がない。かねて私の疑問の一つは、世界的に「近代化」の押し寄せる時代に、なぜ遊牧民が減らずにその数を維持しているのかという点にあった。私たち日本では、かつて高度経済成長の時代に大人も子どももみな都会にあこがれて都市への大量「移民」が発生し、農村が音を立てて崩れていく様を経験してきた。モンゴルではその近代化過程にあってもそういう現象はおきる気配がない。遊牧社会の人たちは大変に情報通であって、首都ウランバートルでは皆がテレビを見、冷蔵庫をもち、大量のクルマが走っていることは誰でも知っている。だがそういう生活に一向に憧れない。彼らは一様に「うまい空気すって、おいしい乳を飲んで、こんないい生活はない」と言うのである。私にはその実感がどうしても理解できなかった。

この謎を解くために、今年の調査は20歳前後の青年たちに焦点を合わせた。すなわち彼らがこれまでの成長過程において遊牧民となる意志をどのようにして内面から形成してきたのかというテーマである。そしてそれを解くカギは意外にも足元にあった。それは「馬」という文化である。

モンゴルと聞けば、私たちはあの広大な草原、そこを疾走する馬の群れを連想する。その連想は無条件に正しい。実際、モンゴルの人々の日常生活そして人生に馬がどれだけ深く関わっているかは私たちの想像をはるかに超える。遊牧民にとって、その人生は馬をぬきには語ることはできない。それほどに馬文化は深く根をはっているのである。そのことは、例えば、市場経済化とともに新しい国旗がつけられたが、それを馬であしらった「俗旗」の方を好んで用いている事実にも端的に示されている。

まず、モンゴルの遊牧民は1歳の誕生記念に親から最もおとなしい馬を与えられる。当然、最初は親が後ろから抱いて乗せるのだが、3歳頃にはもう一人で乗れるようになっていく。馬の背をゆりかごにして育つのである。そのままお昼寝して落っこちる光景も私は2~3度見かけた。こうしても心がついた時には馬はもう彼らの体の一部となっているのだ。そして6歳時にはもう自由に草原を疾走する騎馬少年に成長している。彼らはその成長過程で次第によりたくましい馬に乗り換えていき、20歳までには10頭くらい乗り換える。彼らはそれまでの自分の馬の特徴や性格を実によく覚えていて、それはそのまま彼らの成長の記録なのだ。こうして彼らは馬と共に成長してきたという実感を胸に深く刻み込んでいる。生きているという実感を失ったどこかの国の青年たちとは大違いなのである。

それだけではない。あの草原にあっては、馬は最も適した乗り物である。若者ならクルマに憧れているのではないかと勘ぐるのは、「先進国」病に犯された人間の偏

見にすぎない。もしそう思うなら、あの草原を一度クルマで走ってみるがよい。クルマがグラグラ揺れて、せいぜい20キロしかスピードは出せない。その様は格好悪いことこのうえない。それにひきかえ、馬は坂であろうが斜面であろうが時速70キロでかけぬける。はるかに便利である。実際私は青年たちに「車は欲しくないか」と意地悪な質問をしてみたが、彼らの答えは「まあ、荷物運ぶのは便利だけだね。ガソリン入れなきゃならんしね。」と一様にそっけない。おまけに、馬は生き物だから、愛情を注いだ分だけ自分になついてくる。他人は乗せたがらない。だから、モンゴルで馬に乗りたければ、持ち主の少年にたづなをもってもらう以外にはない。それを知らずに一人で走ったら大ケガをすること請け合いである（こんな日本人が毎年何人も日本大使館に泣きついてくるという）。

さて、遊牧民も青年になれば恋もするしデートもする。ここでも、やはり馬が活躍する。青年たちは、みそめた女性が現れるとどうするか。彼らは、その女性が乳搾りしている時をみはからって、その前を馬で「ホッポー」とかけごえをかけながら全力疾走してその格好良さをアピールするのだ。その馬はたくましくて美しいほどよい。

女性たちは青年をその馬と一体のものとして惚れ込むのである（もっとも女性にとっては、格好よくない青年が乳搾りの度に現れるのは迷惑な話なのだが）。

では、デートはどうするか。二人は約束した日に馬でそれぞれ山の頂上に現れる。

お互いに何キロも離れた所である。私たちには見えない距離なのだが、そこは遊牧民、視力は3.0もあるのだ。そして相手を見つけると二人は疾走して近づく。ここは二人だけのプライベートな空間だ。モンゴルでは皆が集まる家（ゲル）は仕切りのない空間であってこれが公の空間、外の草原がプライベートの空間である。空間意識が私たちとは逆なのだ（こんな世界では、流行の「引きこもり」などありえない）。

二人はこの空間で馬を並べて歩みながら語らいの時を過ごす。抱擁し合うのも騎乗のままである。もっともこの時は谷あいに行かないと、これまた視力のいい親にたちまち見つかってしまうのだが。以上は私が調査で実際に聞いた話である。

私はモンゴル調査の度に、「豊かさ」とは何かを深く考えさせられる。豊かさの基本的条件の一つは生活と人生に深く根ざした文化なのだが、この日本にそういう文化はあるのだろうか。いつどこで忘れてしまったのだろうか。真剣に考えなければならぬ問題だと思う。

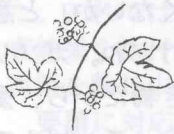
（ながさわ・たかし / 日本福祉大・当研究所副所長）



フランス・セヌ・マレー県健康保険共済組合を訪ねる

…愛知健康センターから、職場の労働安全衛生活動を

学ぶために、十数人で訪仏したので一部を報告する。…



近森 泰彦

労働者の住宅訪問

滞在3日目の6月19日朝、私たちは県労連シヨメ書記長の自宅で朝食をご馳走になるために、宿舍のフランス電力労働組合が管理している保養施設を出発した。

自宅はイオンヌ川にそって、パリ方向に約25キロメートル行ったところで、有名なフォンテンヌブローの広大な森の南端に位置する、モツロー・フォンヌ・ヨンヌという小さな町にあった。

イオンヌ川はフォンテンヌブローの南端で、ロワ川と合流してセーヌ川と名を変えて、パリ市内を流れている。森の中には印象派の画家たちがつどった、バルビゾンの落ち着いた集落がある。パリから近いので日本人の観光客が多いということである。

シヨメさんの家は石畳を敷いた、表通りからながめるとごく普通のたたずまいだが、裏に回ってみてびっくりした。そこには200坪を超える緑の庭園がひろがっているではないか。

85年に30万フラン(約600万円)で中古住宅を購入して、友人の助けを借りて全て自分で造作をしたそうである。木陰を作る大きな庭木、手作りの池、ブランコ、菜園などが見渡せる。

手入れをするだけでも大変な時間がかかるだろう。中二階の広いベランダでイスにくつろぎながら、ゆったりした気分ひたつた。これが郊外に住んでいる平均的な労働者の住まいだそう。35時間労働を勝ち取った運動の背景には、家族ぐるみの強い要求があるのだ、と思いをあらたにした。

基金事務所で大歓迎

シヨメさんの家から森を通り抜けて、30キロメートルほどパリ寄りにある県都ムーラン市に向かった。ここで健康保険共済基金(CPAM)を訪問した。フランスでは勤労者や家族が病気になったときや、とりわけ労働災害の処理はどのようにおこなわれているのか、大きな関心をもって会議室に入った。出迎えてくれたのは責任者のミッシェノレ・カノーさんと事務局長マダム・ラミさんのおふたりだった。カノーさんはCGTの組合員である。

会議室のドアに「DEREGATION JAPONAISE LE 19 JUIN 2002 YOKOSO」と張り紙がしてあった。

本題に入る前にまずこの組織について説明を少ししておきたい。

中央組織はパリにあって、そのもとに全国を28地域に分けて、各々に地方センターをもつ

ている。今回訪れたのはこの地方センターの管轄下にある県事務所(全国128県に各1カ所)のひとつである。この事務所は労働者65万人と、家族をふくめて120万人をカバーしている全国的にも有力な組織である。中央や県組織に対する関係は、基本的な方針は上部機関に従うが、かなりのことは自分たちの判断で処理している。

組合事務所の日常的な仕事は①医療費用や出産費用の支払い ②労災事故の処理 ③葬儀に関する措置 ④障害者の生活保障 ⑤安全・健康指導などである。

労働者やその家族が病気になって治療を受けたとき、費用はいったん病院や薬局に全額本人が立て替えて支払う。後日領収書を持ってくれば払い戻しをおこなう。(参加者の鈴木明男さんが、旅の終わり際に急病になったとき、医師の休日往診費と薬代で5000円程度支払った。日本に比べるとかなり安い気がした。)

労働者が病気や怪我で休業しなければならないときの賃金補償は、労災として認定されれば100パーセント、病気の場合は過去3ヶ月間の平均収入の65パーセントを保証している。

これに加えて上乗せ補償は、勤め先の産別の共済会が負担する。この積み上げ部分で産業間格差があるとのことであった。ちなみに最も優れた補償制度を備えているのが電力の共済会だそうである。

フランスでも日本と同じように、失業問題が深刻で大きな政治問題になっている。労働組合のたゆまぬたたかいによって、2000年3月から月収3500フラン以下の失業者、低賃金労働者にたいして、共済組合事務所が医療費用の責任を持つ法律ができた。これによれば、医師はお金をもっていない人が、治療を求めてきた場合には、きちんとした対応をしなければならないことになった。治療を拒否すると医師の資格が奪われ、仕事を続けることが出来なくなってしまうそうである。お金を払えない貧困者を治療した場合、医者(病院)は直接基金事務所に費用の請求をすれば支払いがされることになる。

「何の証明を持たない人であっても、社会の中に取り込む必要がある」フランスではこのような国民的な連帯の合意が出来ている。日本のように、代金が払えない人に対してすぐに電気を切るとか、ガスを止める、あるいは福祉事務所が生活保護の支給を打ち切って、家族を餓死させるような無慈悲なことはおこなわれていない。

男性の育児休暇については、新しい法律が2001年から発効した。子供が生まれると母親を助けるために、父親が産後3ヶ月の間に、まとめて11日間の有給休暇を取得できる。

さらに企業も3日間の有給休暇を補償することが決められた。こちらの方は1日単位で取得でき1年間有効である。

労災認定は、ほぼ即断

労働者が工作中に事故にあった場合、労災申請書類を会社または医師のところから取り寄せて共済組合事務所に提出する。勤務時間中と通勤途上の事故は同じ労災としてあつか

われる。被災労働者から申請があれば、ほとんどの場合労災として認定されている。難しいケースで審査に時間がかかる場合は、結論が出るまでの間は通常の病人として治療が行われる。労災認定されると発生時点に遡って、補償金の支給が開始されることになる。一般的には申請があってから6ヶ月以内に結論が出される。

フランスには労働運動によって勝ち取った57種類に分類された職業病の判定基準がある。この判定書は労働組合、企業、基金事務所など関係箇所は、全て同じものを備えている。これによって共済会事務所は、申請内容を厳密に審査して結論を出している。

フランスは職業病の研究をおこなっている公の機関をもっている。しかし、ここでの研究成果を生かして認定基準に取り入れるためには、労働組合が中心になって社会的な粘り強い運動を行う必要がある。

共済組合の重要な決定事項は*労働者委員8人*経営者委員8人*基金の役員2人*有識者4人、合計22人の委員会にかけられる。私たちに組織の説明をしてくれた責任者カノーさん(CGT組合員)は、「経営側委員のうち大企業の代表が、4人を占めていて民主的な運営に支障を来している」と述べて「フランスで一番大きな経営体は国、公社(電力、鉄道など)であるにも関わらず、この分野から役員がしめだされている」ことを問題にしていた。

労災補償は経営側の積立金から支払いがされる。災害が多発する企業は、積立金がどんどん引き上げられる仕組みになっている。明らかに企業によるさまざまな差別が原因で、鬱病などの疾病にかかった場合は、人権問題として扱われ経営者が裁判所に訴えられる。この場合経営者の責任が明らかになると重い罰則が科せられる。

共済組合の仕事を要約すると

とりあえずここでは日本との相違が明確な労災事故を取りあげてみる。

- ① はじめに医師の診断書が出される。
- ② 経営者は過去3ヶ月間の給料明細を提出する義務が生じる
- ③ 労災が認定される。
- ④ 最高3年間の医療保障を受ける。
- ⑤ 完治しない場合障害者扱いになる。
- ⑥ 定年後は障害者年金が死亡時まで支給される。

フランスと日本の決定的な違いは、労災の認定を行う部署とお金を支払う部署が、完全に切り離されていて、個々独立していることである。認定をする人たちは、お金のことを全く心配せずに被災労働者と向き合うことができる。通常積立金は、労働者と経営者の拠出金によってまかなわれている。

しかし、先に述べたように労災事故と認定されると、企業の積立金から支払われ大きなペナルティーが課せられる。日本の労働厚生省官僚が「金」と「認定権」を一緒に抱え込んで、

常に「省益」を優先して認定を抑制しているのと比べると雲泥の差がある。

わたしたちの質問、例えば「長時間労働・残業を断るとどうなるか」に対して、カノーさんは「経営を危機にさらすようなケース以外には残業の強制は難しい。しかし、断った場合に経営者からよい目ではみられない。不利益扱いは確かにある」と言う答えをされた。

また、「被災労働者の障害の程度を決める基準」については、「体の10%程度の障害以内なら軽度」と判断しているので、殆どのケースが何らかの「障害扱いになる」ということであった。（「10%」という判断基準の内容は時間が無くて説明を受けることが出来なかった）

最近、愛知健康センターに過労死の相談が増えている。死ぬほど働いている労働者が、自分ひとりの問題として抱え込んでしまわないような、つまり「声を上げる」ことと、労働組合が「きちんと取り上げて企業と団体交渉をおこなう」このような土壌が欠落していることを思い知らされている。

いま、おそまきながらここに焦点のあった闘いが始まりつつある。これを運動化し大きく前進させるためには、大企業の連合系労働組合の「民主的改造」なくしては困難である。22年間電力の職場で差別裁判を闘ってきた個人的な体験からの意見であるが、リストラの先導役を果たしている現在の「連合」の単産（産別）執行部は、フランスの組合レベルから見れば、とても労働組合を名のれないのではないかと思っている。良識ある人々による産別や地域から、共同の新しい流れをどのように奔流にしていけるのか。健康センターにとっても大きなテーマである。フランスとの交流でこんなことを考えさせられている。

（ちかもり・やすひこ／愛知健康センター事務局次長・当研究所事務局次長）



三菱自動車岡崎工場 夜遅くの多人数退社にびっくり 労働者有志で定時後退社の実態を調査

多くの大企業職場でのたたかいにサービス残業を社会的問題としてクローズアップさせてきました、これにたいして、厚生労働省は、昨年（2001年）4月、いわゆる「サービス残業の根絶を求める労基局長通達」（基発 339 号）を出しました。これがきっかけで、さらにサービス残業をなくす運動は、広がっています。

「残業実態調査」――9時過ぎても女性の退社に驚いた

三菱自動車岡崎工場で働く労働者（組合員）有志は、「サービス残業（労働）が多く、健康が心配」という声が多く聞かれることを重視して、このほど「残業実態調査」に取り組みました。岡崎工場には、製造部門に約 4,000 人、開発部門に約 2,500 人、計 6,500 人いるといわれ、そのうち技能系労働者が 2,300 人、事務技術系（管理職含む）労働者が 3,200 人〔推定〕が働いているといわれています。

1 回目は 4 月 25 日（木曜日、当日は生産現場は休日）の 17:15 ～ 22:15 の間の退場者数。2 回目の調査は、6 月 1 日（土曜日）6:45 ～ 10:15 の間の休日出勤者数、3 回目は 6 月 5 日（水）17:00 ～翌日の 1:15 までの間の退場者数を、それぞれ 15 分間隔で、早朝、深夜にわたって調べました。第 1 回～第 3 回調査の結果は別表の通りでした。

第 1 回調査の当日は、生産現場部門は「5 月連休」の初日にあたり、社員の出勤は事務・技術部門のみと考えられます。この調査でわかったことは、21 時 15 分～ 22 時 15 分の 1 時間の間に 715 人の人が退社した。調査に参加した労働者有志は「協力会社社員（人数は不明）を含むとはいえ、夜 9 時過ぎでも続々退社、かなりの多くはサービス残業があるのでは？」「9 時過ぎでも女性の退社があり、おどろいた」と語っていたという。

「生活実態アンケート調査」の声は

この実態調査をするきっかけとなった「生活実態アンケート調査」は、労働者有志が、春闘前に毎年おこなっているもので、「サービス残業」について、事技職だけで、「ほとんどの人がある」と答えた人が 46 %、「一部の人にある」と答えた人が 39 %、「ない」と答えた人は 15 %でした。これをみても、85 %以上の人がサービス残業をさせられていることがうかがえます。

アンケート調査に答えた人から、「なぜか半年分の残業時間が決まっている。急に新しいプロジェクトが増えても変更されない」「特にやり方が変わったわけでもないのに、日程ばかり短くなる。その分結局サービス残業で対応」「習慣化してしまっている。仕事をするためにはやむをえない」「残業代がでないが、サービス残業せざるを得ない」「サービス残業が、月 30 時間ぐらいある。会社は黙認」「残業は仕方がないことだと思う。その分ちゃんと給料を払ってほしい」、という声が「アンケート」に書きこまれていました。こうした実態が、こんどの「残業実態調査」へと駆り立てたのです。

「36 協定」の内容――「基準」を超えたもの

ところで、三菱自動車岡崎工場の残業・休日協定（いわゆる「36 協定」）はどうなっているのでしょうか。

2002 年（2 月 4 日から 12 月 31 日）の「時間外、休日労働に関する協定書」によると、「時間外労働をさせることができる時間」（時間外労働時間の限度）は、

「製作所部門及びその他部門」 1 カ月 45 時間、1 年 360 時間

「開発部門及び開発関連部門」 1 カ月 45 時間、1 年 540 時間

と協定しています。

これですら、厚生労働省が定めた「労働時間の延長の限度等について労働者の福祉、時間外労働の動向等を考慮して基準（告示）が定められている」。その基準「1 カ月 45 時間、1 年 360 時間」を超えないものにしなければならない、というのに、基準めいっばいか、超えたものになっています。

しかも特別に延長する場合の時間外労働時間は、1 カ月 80 時間、1 年間 製造部門で 560 ～ 800 時間、開発部門では 700 時間となっており、これ以上でも事業所と労組支部間で別途協議できるという、天井知らずの時間外労働が可能になっています。

フレックスタイム制・自主裁量勤務制

しかも、事務技術系職場の生産性を上げるため、フレックスタイム制（F T 制）と自主裁量勤務制が導入されています。

フレキシブルタイム制は、会社が決めた時間帯「午前 6 時 15 分～午後 9 時 30 分」で、適用対象者が業務計画に合わせて、始終業時刻を自主的に選択できることになっている。F T 制適用対象者は「勤務時間体内でコアタイム [10:15 ～ 15:15 の 4 時間] を含めて 4 時間以上労働し、1 カ月は「当該月の所定労働日数×8 時間」（月間所定内労働時間）労働する」ことになっている。そのほか、複雑な規制がある。かつ、勤務時間帯外や休日労働、呼び出し勤務がある。

また、「指導専門職」全員を対象に、「本人同意」の上で「自主裁量勤務制」がある。F T 制のようにコアタイムを設けないが、所定労働日には出社が義務づけられ、このなかでの出退社時刻が本人裁量となっているだけである「1 日 8 時間、月間所定労働時間の勤務を必ずしも必要とはしない。1 日の最低勤務時間も規定しないが「常識的な時間分は勤務するよう指導する」」。この対象者には、「時間外労働割増金・休日労働割増金に代え「自主裁量勤務手当（＝所定外労働 10 時間分相当）」を支給する」ことになっています。

日々の勤務状況は対象者本人が『就業自己管理表』[始終業時刻は記録せず、勤務時間を 30 分単位]に記録することになっており、会社が直接チェックしていません。

「休日労働」は自主裁量の範疇であり、「代休取得」は認めない「所属長の指示による休日労働は別」。「深夜勤務は原則として認めない」ことになっていますが、「口頭で申請し、所属長の許可を得れば」勤務してよいことになっています「この場合、実深夜労働時間は所定の賃金が支払われることになっている」。

こうした F T 制や自主裁量勤務制が、事技系労働者の長時間勤務、定時以降の夜間・深夜労働、サービス労働となっている原因ではなかろうか。

労働組合支部に要請

この第 1 回実態調査に取り組んだ組合員有志らは、さっそく、5 月 7 日、労働組合

支部に文書で要請しました。

「最近「サービス残業（労働）が多く、組合員の健康にも影響するのではないか」との声を聞き、組合員数名により出門者をチェックし、残業の実態調査をしました。その実態は午後9時過ぎても続々と退社者があり、中には女性の方も見受けられました。これでは、健康だけでなく家庭生活にも影響するのではないかと思います。調査結果を添付しますので、執行委員会で検討、対策、処理をお願いします。尚検討、対策を数日中に文書で回答を願いたくよろしくお願いします。」と。

要請に対応した役員は、「実態調査の結果は重く受け止めている」「（組合も）以前はサービス残業が残念だが『ある』と認識していた。そのため残業時間の予定（予算もあるので）月45時間に増やした。それ以上でも『実態により付けろ』と言っている」。「職場委員にもサービス労働をやっている場合は言って来てほしいと伝えている。職場委員さんから『サービス労働がある』と聞いていないので、現在は『ない』と思っている。もしサービス労働があれば、職場を教えてほしい。きちんと対応する」とのことでした。

役員への要請に参加した組合員有志から、こもごも「調査当日の退社時間の人数と原簿照合してほしい」「36協定を延ばすのはおかしい」「サービス残業があることを認識しているのだから、職場巡回するなどして組合が調査すべきだ」。「今後もサービス残業をなくすために行動を続けたい」と訴えた、ということでした。

要請に対して、執行部から文章などでの回答があったわけではありませんが、そのご「残業手当が増えた」と喜んでいる人、「仕事量を調整してもらった」人がでていくということをあちこちから耳にしていますが、労使協定の45時間を超える人が多くなっているといわれています（会社は人手不足を長時間労働で対応、組合も容認。5月最高は62時間を確認。実態はもっと多いと思われる）。

職場新聞『前照灯』（2002.6月号）では、「サービス労働をなくし健康を守り、魅力ある職場にするため労働組合に申し出るか、下記のEメール、FAXにあなたの職場の実態をお教え下さい」と呼びかけています。

岡崎労基署へ「申告」

2回の調査に基づいて、組合員有志を代表して安井さんらは、7月3日、岡崎労基署に赴き、主任監督官などと会い、『三菱自動車工場でのサービス労働についての調査、是正、指導願い』の文書を出し「申告」をおこないました。

監督官らは、「このデーターだけでは「調査」をすぐやるわけにはいかない」などと消極的な姿勢をみせていましたが、そのごの電話での問い合わせたところ、8月8日に調査に入ったということでした。その際会社側は、「フレックスタイム制に不十分な状況があった（職制の確認が不十分）、これからじっくり調査する」ということでしたが、こんごも労基署の監督・調査が続くという感触をえたといっていました。

この深夜にわたる労働、サービス労働をなくすため、組合員有志のみなさんは、こんごも実態調査や、組合への申し入れ、労基署への「申告」、組合員への宣伝をひきつづき強めていくということでした。

（この「報告」は、実態調査に取り組んだ安井軍司さんからいただいた資料や報告をもとに、事務局でまとめたものです。）

三菱自動車

岡崎工場

退場者数調査(第1回)

<調査日:2002年4月25日(木)>

	正門			東門	計(正門+東門)	
	乗用車	徒歩	小計	乗用車・徒歩	15分単位	1時間単位
17:15~30	41	92	133	36	169	632
17:30~45	44	72	116	75	191	
17:45~18:00	36	77	113	28	141	
18:00~15	27	57	84	47	131	
18:15~30	30	109	139	31	170	941
18:30~45	33	50	83	76	159	
18:45~19:00	50	212	262	57	319	
19:00~15	63	98	161	132	293	
19:15~30	45	92	137	80	217	729
19:30~45	43	62	105	74	179	
19:45~20:00	38	77	115	45	160	
20:00~15	47	71	118	55	173	
20:15~30	39	91	130	35	165	766
20:30~45	68	81	149	55	204	
20:45~21:00	43	95	138	46	184	
21:00~15	54	100	154	59	213	
21:15~30	62	107	169	29	198	715
21:30~45	48	88	136	39	175	
21:45~22:00	67	110	177	33	210	
22:00~15	42	90	132	—	132	
合計	920	1831	2751	1032	3783	

注1)当日は生産現場は休日

注2)17:30~での通勤用バスや「木曽路」「香楽」等の送迎バスでの退出者は含まず

注3)乗用車では協力会社(ネーム入り)などの車は除外したが、不明車もあり若干の誤差あり

三菱自動車岡崎工場

2002年6月1日（土）休日出勤者数調査（※2回）

	正門	東門	計	計(30分単位)	計(1時間単位)	計(1H単位)
6:45~7:00	19	18	37			
7:00~15	26	12	38	75	75	
7:15~30	48	26	74			
7:30~45	73	43	116	190		265
7:45~8:00	125	18	143			
8:00~15	95	4	99	242	432	
8:15~30	31	3	34			
8:30~45	21	2	23	57		299
8:45~9:00	25	0	25			
9:00~15	40	6	46	71	128	
9:15~30	21	3	24			
9:30~45	23	3	26	50		121
9:45~10:00	11	1	12			
10:00~15	16	0	16	28	78	28
合 計	574	139	713	713	713	713

三菱自動車 岡崎工場

2002年6月5日（水）退場者数調査（※3回）

	正門	東門	計	計(30分単位)	計(1時間単位)	計(1H単位)
17:00~15	91	100	191	191	191	
17:15~30	170	83	253			
17:30~45	140	111	251	504		
17:45~18:00	97	47	144			839
18:00~15	140	87	227	371	875	
18:15~30	144	56	200			
18:30~45	135	84	219	419		
18:45~19:00	263	70	333			979
19:00~15	245	144	389	722	1141	
19:15~30	162	64	226			
19:30~45	135	56	191	417		
19:45~20:00	102	34	136			942
20:00~15	108	40	148	284	701	
20:15~30	184	34	218			
20:30~45	217	74	291	509		873
20:45~21:00	186	30	216			
21:00~15	245	56	301	517	1026	
21:15~30	200	14	214			
21:30~45	226	30	256	470		
21:45~22:00	200	36	236			1007
22:00~15	161	29	190	426	896	
22:15~30	112	15	127			
22:30~45	109	10	119	246		
22:45~23:00	104	7	111			547
23:00~15	87		87	198	444	
23:15~30	55		55			
23:30~45	62		62	117		
23:45~24:00	38		38			242
0:00~15	28		28	66	183	
0:15~30	34		34			
0:30~45	13		13	47		
0:45~1:00	15		15			90
1:00~15	25		25	40	87	25
合 計	4233	1311	5544	5544	5544	5544

社バスは17時代4便約130名、18時半頃2便約75名、19時頃3便約140名、
上表集計には含まず（乗車率状況での調査のため概数）

大木一訓監修・労働総研編集

『日本経済の変容と「構造改革」』 ——労働運動からの分析と提言』

新刊紹介

このほど、労働総研（労働運動総合研究所・東京、代表理事・大木一訓ほか）が『日本経済の変容と「構造改革」——労働運動からの分析と提言』を刊行した。

「小泉「構造改革」の下で、日本経済と国民生活の危機が短期間にかけて深刻なものになってきた。「なぜこのような事態がひきおこされているのだろうか。小泉「構造改革」の正体は何なのか。それはだれの利益を代表し実際には何を目的として展開されているものなのか。それらの点を明らかにすることは、日本経済を破綻の淵から救い、今後の経済構造改革を国民本位に転換させていくうえで、不可欠な課題」であるという、認識のもとに、本書が刊行されたのである。

昨年来、小泉「構造改革」を手きびしく批判する類書は数かぎりないが、本書はサブ・タイトルで示しているように、「労働運動からの分析と提言」を意図するという、類書にはない特徴をもつものである。

本書の内容のあらましを紹介すれば、第一章は、「変容する日本資本主義と今日の「構造改革」」（大木一訓）で、「「構造改革」そのもの具体的全面的な分析に先立って、それを生み出した内外の経済・政治情勢を分析し、今日の「構造改革」が最近の日本資本主義およびアメリカ世界戦略の変化とむすびついた政策である」ことを明らかにしている。

第二章は、「小泉「構造改革」の構造と性格」（天野光則）で、「小泉「構造改革」の形成・展開過程を詳しく検証しながら、その政策の基本的な構造と性格」を明らかにしている。

第一章、第二章をうけて、第三章は、「小泉「構造改革」と国民生活への影響」で、小泉「構造改革」の各論の批判的分析にあて、「金融」（今宮謙二）、「財政」（岩波一寛）、「日本経済とリストラ」（木地孝之）、「雇用・失業」（河村雄二）、「社会保障・社会福祉」（柴田嘉彦）、「大学」（浜林正夫）の各分野について、詳細な検討・批判をおこない、積極的な政策提起もおこなっている。

以上をふまえて、第四章では、「国民的共同の要求と政策の検討」（藤吉信博）をとりあげ、「国民本位の日本経済改革と政治の民主的転換への提言」をおこなっている。また、「おわりに」では、「国民的共同を発展させる一助となれば」として、「労働者・国民の手による新たな運動への展望」（内山昂）で、「二一世紀における国民的改革を実現していくうえで不可欠な、大きな時代的「展望」を、労働運動の前進方向とのかかわりで提示」している。

本書が、サブタイトルで「労働運動からの分析と提言」といっているように、意欲的な意気込みが感じとれる構成と内容になっている。

ぜひ多くの方々に一読をおすすめしたい。[K・I]

労働運動からの分析と提言 日本経済の変容と 「構造改革」

大木一訓監修
労働運動総合研究所編

「小泉改革」との対決点を、
個々の政策レベルにも焦点をあて
具体的に解明!

小泉「構造改革」の社会的基盤分析とともに、その欠陥や矛盾を、金融、財政、産業政策、雇用、社会保障、文教の各分野で詳細に究明。この反面的検証を必要とする読者にとって多くの提言をする。

新日本出版社・定価 本2,600円（税別）

（新日本出版社、本体 2,600 円）



中国・東北地方の旅で見たもの

——現代中国の活力と模索——

大 木 一 訓

8月26日から1週間ばかり、中国の東北地方を旅してきました。今回は、私の生まれ故郷を訪ねてみようというのが、そもそもの目的でしたが、現代中国の発展方向を占うと言われる東北地方の実情を自分の目で見てみたいというのも、いま一つの目的でした。

訪ねたのは、北京を起点として、承德、朝陽、沈陽という三つの東北地方の都市でしたが、承德は小学生の時に住んでいた避暑と観光の町、朝陽は私の出生地である農村地帯の町、沈陽は敗戦後の2年間を過ごしたことがある、先日は北朝鮮亡命者の駆け込みでも話題になった、東北地方屈指の大工業都市です。旅は大成功で、富士ツーリストや現地の旅行社および通訳の方々に協力していただいて、自分の生まれた病院、住んでいた家や通っていた幼稚園・小学校の跡地、敗戦後かくまってもらった駅前ビル、苦勞して露天を出していた街頭、などを訪ね当てることができました。

一緒に行った妹ともども、当時を思い出して感激でした。しかし、それ以上に大きな収穫だったのは、思いがけず多くの中国の方たちから率直な話を聞くことができ、大きく変化しつつある中国の生活のいろいろな側面を見聞できたことです。とくに、時間を取ってインタビューに応じてくれた承德婦人連合幹部のHさん、朝陽の兼業農家Oさん、朝陽の女性年金生活者Uさん、沈陽航空機会社の労働者RさんとSさん、沈陽人材市場（日本の職安にあたる）消息部副部長のCさん、そして承德現地通訳のIさんや、最初から最後までずっと通訳兼ガイドで世話を焼いてくれたTさんの話は、実に興味深く、参考になるものでした。ここでは、とりわけ印象的だったことをいくつか報告しておきたいと思います。

1 自然・街の大変貌と都市開発ブーム

私の記憶のなかにある東北地方（旧満州）は、ハゲ山ばかりの、黄砂の舞う赤茶けた土地でした。飢餓状態の中国人が、植物は木の根まで食べてしまうとも聞かされていました。しかし、55年ぶりに訪れた生まれ故郷は、信じられないほど緑のゆたかな土地になっていました。日本で見るような荒廃した農地は見られず、山には新たに植林したらしい若い木々が生長していました。環境対策として、山間部の耕地はなるべく山林にもどす政策をとっているそうで、幹線道路沿いや農耕地の周りにも植林するなど、緑化政策が意識的に推進されている様子です。ただ、川の水は昔より細く涸れていて、今年も水不足は東北地方の深刻な問題だということでした。

街並みの変貌はもうケタ違いで、これほどとは想像もできませんでした。閑散とした田舎町だった承德は、ビルの建ち並ぶ観光都市に変わり、商店や露店が賑わい、駅前には観光客でごったかえすなど、街全体が活気にあふれていました。沈陽（旧奉天）の市街では、関東軍の支配下に建設されたかつてのヤマトホテル、三井物産、朝鮮銀行、関東軍総司令部などの建物がいまでも使われていましたが、だだっ広い道路や広場ばかり目立つ寒々とした街だったのが、たくさんの個人商店や新しいビル群が所狭しと建ち並び、朝から人で賑わう近代的な市街に変わっていました。

人々の服装や履き物を見ても、日本とほとんど違いませんし、若い人ばかりでなく高齢者たちがなかなかセンスのよいものを身につけているのには感心しました。大多数の中国人がボロをまとい裸足で歩き回っていたなど、いまでは信じられないくらいです。

ところで、こうした大変貌をとげてきた中国の市街が、いままた激しい変化をとげつつあるのを見ました。

4年半前の1998年2月に、私は中国進出日系企業の聞き取り調査で大連、北京を訪れています。しかし、今日の北京は、その時とは別の大都市になったかと思われるほど様相を一変していました。国際空港もノンストップの環状道路も高層ビルが立ち並ぶ街並みも、みなその後新しくつくられたものでしたし、走っている車（ドイツの高級車が目立った）や歩いている人々の服装や物腰までも、なにか北京とは別の場所に来てしまったような感じです。北京に住んでいる人たちにとっても、毎日の変化は驚きの連続だといえます。6年後のオリンピックにむけて大々的な都市整備がすすんでいるのです。

都市開発ブームは、北京だけではありませんでした。東北地方でも、沈陽も承德も農村部の朝陽でさえも、オリンピックをめざした古い建物の解体や新改築の建築事業が目立ちましたし、それは民間住宅の改築ブームをとともなっていました。街ではそうした建築事業に臨時に雇われる立ちんぼ労働者の姿も見られました。市民の間では、世界に誇れる近代的な都市整備がすすむことを誇らしく思う一方で、オリンピックが過ぎたら、日本がそうであったように、中国も経済の停滞に落ち込むことになるのではないかという、漠然とした不安もあるといえます。中国の都市開発政策は環境保護と平行してすすめられているし、「社会主義市場経済」のもとでの開発なので、1960年代の日本のオリンピック・ブームの場合と同じ結果になるとは言えないでしょう。しかし、その規模やテンポや波及効果は比較にならないくらい大きく激しいもので、オリンピック後の中国経済がどうなるかは、たしかに一つの大きな問題だろうと思います。それは、日本を含むアジア経済、さらには世界経済にとっても影響のある問題でしょう。

2 日本を超えた庶民の暮らし

東北地方は、中国のなかでは「改革・解放」政策があまりすすんでおらず、経済的發展も立ち後れた地域だと言われます。しかし、そこでも、すでに庶民の暮らしは基本的な点で日本の水準を超えたのではないか、というのが私の率直な印象です。そう思ったのは、以下のような事実を見聞したからです。

① 労働・生活時間の枠組みが、ほぼヨーロッパ並みになっていることです。ほとんどの企業で、労働時間は、朝8時から12時までの勤務と、12時から2時までの昼休みをはさんで、2時から6時までの勤務で、残業時間はないといえます。国営企業の沈陽航空機の場合には、午前は8時から11時30分まで、1時間半の昼休みをはさんで、午後は1時から5時まででした。やはり残業は無しです。従業員はほとんどすべて市内に住んでいるので、昼休みには家族で食事したり昼寝したりできるといえます。（ただし、商店やホテルの場合には、夜9時までの勤務時間で交替制勤務になっていました。）土、日の週休二日制も完全実施されていました。

② ウィーク・ディでも、夕食時間の後、人々が家族で、あるいは友人と連れだって、毎晩のように街に繰り出していることです。見ていると、商店を覗いたり、露天をひやかしたり、味自慢の食堂に列をなしておしかけたり、あるいは、カップルで散歩したり、広場に行ってスポーツ（バトミントンや足蹴りの羽根突きが多い）をしたり自主的な催し物に参加したりと、過ごし方はさまざまです。子どもたちから老人（この言葉は、中国では尊敬の意をこめた良い意味で使われているそうです）まで、世代をこえて繰り出して、街は大にぎわいですが、みんな屈託なく、日本で見ると疲れ切った顔はありません。

なかでも面白かったのは、「老人ディスコ」とよばれる盆踊りの新体操みたいなスポーツで、揃いのユニホームに色鮮やかな扇子と旗をもち、輪をつくった老人たちが

音楽に合わせて見事に踊りまくる集団ダンスをやっていたことです。ユニホームさえ買えば誰でも参加できるということですが、とくかく中国の老人たちは元気です。

また、これは沈陽で体験したのですが、毛沢東の銅像がたつ中山広場の一角に外国語コーナーというのがあり、外国語を学んでいる小学生から中学生ぐらいの子どもたちがワイワイガヤガヤと集まり、英語、ロシア語、ドイツ語、日本語などに分かれて、それぞれ互いに喋り合う、あるいは外国人をつかまえて話しかける、という自然発生的にできたという催しをやっていました。見学に行った私もたちまち英語コーナーにまきこまれ、8歳の女の子をはじめ多くの子どもたちから、なかなか正確できれいな発音の英語で次々と質問攻めに合い、大変でした。

ともあれ、こうした夕方からの賑やかな市民生活が、どの都市へ行っても毎晩のように繰り広げられていたのには驚きました。

③ 昼も夜も街のレストランは盛況でしたが、気になったのは、かなりの食べ残しをする中国人客が多いことです。中国料理ですから幾皿も出てくるのは当然としても、一皿一皿の分量が多いのです。なかには持ち帰る人も見ましたが、たいていは食べ残したまま帰ってしまいます。かつての粟とコウリャンしか食べられなかった中国の庶民も、いまや飽食の民と化したのでしょうか。

敗戦後の中国で飢餓状態を経験した者としては黙っていられず、世界には食糧難に苦しむ人たちもいるというのに、なぜ中国の人たちはあのように食べ残しをするのか、と抗議めいた質問を通訳のTさんにぶつけてみました。困った顔をしたTさんの説明によると、それは中国人の生活が極度に苦しかった1960年代（中国はソ連への多額の債務返済に苦しんだ）の名残りだ、といいます。つまりその時代には、他人の家を訪ねて食事を出された時、すべて食べてしまうとその家の家族の食べるものがなくなってしまう。それに配慮して食べ残すようにしていたものが、いつの間にか食事のマナーとしてその後も定着することになってしまった、というのです。真偽はともかく、食べることに困る時代が、大多数の中国の庶民にとって過去のこととなっている事実を否応なしに突きつけられた感じで、日本では庶民が食費を削ってやり繰りしている現実を思い浮かべながら、なにか複雑な気持ちでした。

④ 住宅の改善も急速にすすんでいるようです。どこでも戦前からの老朽化した住宅の取り壊しと建て替えがすすめられていましたし、都市では、マンションを購入して自分の好きなように内装して住むことが流行っているようで、通訳のLさんも最近そうしたと言っていました。一番驚かされたのは、娘がホテルの売店の売り子をしている、年金生活者のUさんの家を、昔話を聞きに訪ねたときのことです。外見は荒れ果てたおんぼろアパートでしたが、玄関を入ると、どこの女優さんの家かと見違えるばかりのモダンな内装で、家具もシックに落ち着いた物がそろい、16歳になるお孫さんの机の上には、最新のパソコンが置かれていました。気をつけて近所のアパートの内装を窓からうかがい見ると、立派な内装はUさんの家だけでないこともわかりました。

⑤ 最近では東北地方でも、中国人の国内旅行がさかんになっているようです。たとえば、清の皇帝の避暑山荘や二つの大きなラマ寺（いずれも世界遺産）のある承德には、たくさんの観光客が訪れていますが、外国人（ヨーロッパからが多い）観光客は2割たらずで、その大多数は比較的近くの都市から一泊二日くらいでやってくる中国人観光客だといいます。

⑥ 中国ではほとんどの家庭が共働きですが、女性の社会的地位は日本よりかなり高いようです。日本のような大きな賃金格差や特定職種からの事実上の締め出しもなく、要職への進出もはるかにすすんでいます。Hさんの話では、現在中国女性の議員など要職への進出は17%くらいだが、将来はこれを50%に引き上げることをめざして運動をすすめており、承德のような市のレベルでも、国連決議にそって婦人および児童の社会的地位向上をめざす行動計画をつくって、その具体化をはかっていると

言います。要職への進出度がわずか数%、将来目標もせいぜい30%台という日本とは大違いです。

家庭でも家計の実権を握っているのは女性ようです。Tさんは冗談めかして、「男はつらいよ」という寅さん映画のタイトルは中国男性のためにつくられたのではないか、といいます。中国の男性は日本とちがって家事・育児の負担も大きく、もらった給料はすべて奥さんに渡し、そのなかから自分の小遣いをもらってやり繰りしなければならず、大変なんだ、というのです。もちろん、これは男性の言い分で、婦人連合のHさんに言わせると、それでもまだまだ女性には正當に評価されていない点や負担をしわ寄せされている点が多々あり、いっそう改善への努力を強めなければならない、と言います。

⑦ 高齢者の社会的地位も、かなり高いのではないかと思います。第一に、高齢者は生活できる年金をもらっています。思わず年金だけで生活できますか、と質問した私は、怪訝な顔をしたHさんに、生活できるから年金でしょう、と反問されて恥をかきました。第二に、高齢者の健康維持に国を挙げて取り組んでいる感じで、市役所などの大きな掲示板には、健康維持のための食べ物や病氣予防のための健康法などが事細かに何枚ものパネルで示されています。もちろん、高齢者本人たちがみな早朝や夕方からの運動などで健康維持に熱心に努め、元気なお年寄りが多いことも、日本との大きな違いです。第三に、元気な「老人」たちは老後の生活の中で、共稼ぎの子どもたちの生活を助け、とくに孫たちの世話や教育の面でなかなか忙しく重要な役割を担っているようです。そして、なによりもこの国では、「老人」が敬われ大切にされていることを実感するのです。

⑧ 最後になりましたが、とにかく子どもたちから大学生、さらには壮年の労働者にいたるまで、みんな非常に勉強熱心だということを挙げなければならないでしょう。ちょうど中国は9月からの新学期がはじまるところで、北京の駅前では何十という大学が上京新入生のための受付を出して世話をやいていましたが、この学生たちは入学後、一日に5時間も6時間も勉強しつづけることになる、といいます。実際、語学一つとっても、みな大学での勉強だけで曲がりなりに通訳もできるようになってしまうというのですから驚きです。観光ガイドの人たちと話しても、歴史や外国事情について相当深く勉強しているのを感じます。沈飛航空のような国営企業では企業内教育に力を入れ、働きながら大学などで専門教育を受けることの出来る制度が整備されており、労働者たちはたいてい何か勉強している、といいます。勉強熱心は小さい頃からで、外国語コーナーで話してみても、子どもたちは自分の将来目標をしっかりとっているし、非常に意欲的です。語学、パソコン、歴史、数学など理数系の教育では、日本を引き離す成果をあげているのではないかと感じました。

閉塞感に押しつぶされそうな日本から行くと特にそう感じるのですが、中国の庶民の暮らしは、日本を上回る豊かさと活力に満ちています。そのエネルギーを基盤に、未曾有の大々的な社会改革を推進しつつあるのが今日の中国だ、と言ってよいように思います。

3 「改革・解放」政策の裏側

しかし、その中国にも、問題がないわけではありません。「市場経済」化をすすめる「改革・解放」政策が、上述のような豊かさや活力を生み出す要因となったことは明らかですが、その裏側では、さまざまな矛盾や新たな課題もまた生み出されていることを知りました。

一つは、勤労者の間での所得格差・労働条件格差の拡大です。

たとえば、沈飛航空では大卒の初任給は1,200元ぐらいで、RさんやSさんは1,300~1,400元ぐらい、妻の収入と合わせると月3,000元ぐらいにはなる、と話してい

ました。

これに比して山間部の兼業農家Oさん一家の場合は、息子夫婦と妻が近くの（といっても、朝6時には家を出なければならない）紡績工場に働きに出ていますが、給料はそれぞれ月300元ぐらいで、合わせて月900元の収入にしかならないと言います。農業はほとんど自分一人で担当し、主にとうもろこしとコーリャンをつくっているが、収穫物は自由市場に持っていてもほとんど売れないし、売っても採算に合わないので、ほとんどを自給にまわしており、現金収入にはならない。食べることは出来るが、生活は苦しいというOさんの家には、家具らしい家具は何もありませんでした。それにOさんの労働条件は相当過酷で、山地の自分の農地まで40分も歩いて行かねばならず、朝4時から7時ぐらいまで働き、帰ってきて一眠りし家事をこなしてから、また夕方6時から10時頃まで働くという労働時間だそうです。最近足を怪我してしまい、松葉杖で歩くことになってしまったが、企業勤めの労働者と違って医療費は全部自分で負担しなければならなかった、と言います。それでもOさんは近隣の農家の中では一番の高学歴者で、生活は比較的楽な方だそうです。「改革・解放」政策で暮らしは楽になったが、格差は拡大した、というのがOさんの評価でした。たしかに都市部の暮らしとは大変な開きです。

二つには、失業の増大です。国営企業の整理・統合でかなりの失業者が出ていると聞いていましたが、中高年の失業者はあまり見かけませんでした。ただ、街頭で昼間から将棋やトランプに興じている壮年の男たちがいるのは、その影響でしょうか。しかし、沈陽の人材市場を訪ねてみて、失業問題の深刻化が学卒の若者たちにまで及んできていることを知りました。土曜日の人材市場は、若者を中心に大勢の求職者でごったかえしていました。求職登録する者、張り出された求人票に見入る者、求人広告の新聞を求める者、なかには人材市場に求人にやってくる経営者らしき人に話しかける者（私も間違えられて、女子学生から声をかけられました）もいます。Cさんの話によると、ここは35歳までの求職者を対象とする人材市場だが、集まっている求職者の大多数は新規学卒求職者で、以前は大学での職業紹介でほとんど希望職種に就職できていたのが、求人が求職を下回るなかで、学卒者が人材市場にたくさん集まってくるようになった。就職難はとくに女性に強く表れており、中国でも民間企業は、女子の結婚・出産・育児の影響を懸念したり、男子の方が頭が良いという俗説を信じていたりして、女子を敬遠する傾向があると言います。最近の好景気で事態は改善されてきているとのことですが、若者たちの真剣できびしい顔つきを見ると、状況はまだまだ深刻そうです。中国では、失業者には2年を限度に失業手当が支給されていますが、長期失業者に対しては職業訓練を中心に公的就労事業のようなこともやっているということでした。

三つには、商業主義というか儲け主義というか、「資本主義的精神」の広がりの問題です。旅の間中、土産物屋でもレストランでも観光客に売り込もうとするセールスの熱心さ・執拗さには脱帽しましたが、それがしばしば社会主義的な倫理との矛盾を引き起こす場面にぶつかりました。たとえば、ガイドのTさんは、法外な値段で観光客をカモにしようとするセールスとたたかい、中国人なのになぜ日本人の味方をするのかと言われ、「観光客の利益を守るのが自分の仕事だ」と言い返していましたが、そうした倫理感がまったく理解されなくなっているかと嘆いていました。あるレストランでは、親切に給仕していたウェイトレスが、途中から土産物を売り込むセールス・ウーマンに変身して不愉快な思いをさせられましたが、見ていると、店長らしき男に指示され報告しながら、外国人客に次々とセールスをさせられているのです。仰天したのは、公共博物館（名誉のために固有名詞は言いませんが）で展示物の説明をしていた職員が、途中から急に博物館の棚に展示されている陶器などを骨董品として売りつけるセールスマンに早変わりし、お値打ちだと執拗に売り込みをはかってきたケースでした。博物館の移転費用を捻出するためだということでしたが、公私の区

別もつかない行為には哑然としました。聞いてみると、営利を目的として設立される民営企業では、有給休暇もなくただ働き残業もあるような所も部分的に出てきているようです。そして、どこでも労働組合の話がさっぱり出てこないことが非常に気になりました。

4 「社会主義的市場経済」への条件

すばらしい発展をとげてきた中国の経済と社会が、21世紀の諸条件の下で、今後さらに庶民本位の発展をとげていくためには、直面している諸課題も大きいと感じました。たとえば、勤務評価による昇進・昇格が労働生活の大きな要因となっている中国で、その評価に女性労働者からの異議がある場合、どんな解決をしているかをHさんに質問したとき、そこにはまだ適切な紛争処理システムができていないことを知りましたが、全体に民主的な労使関係を確立し成熟させることが大きな課題になっていると感じました。また、Oさんの話で、中国では農協のような組織がなく、農民が個々バラバラに自由市場に農産物をもって売っていくという状況も、改善される必要があるでしょう。「社会主義的市場経済」のためには、高度な社会化と組織化が必要です。あるいは、まったく無政府的な道路横断などが許されている中国の交通事情を見ていると、他民族の（中国では一人ひとりが自分の民族をはっきり意識しており、大学の論文などにも自分の名前の次に民族名を書いているそうです）巨大な人口を擁する中国社会で、社会的な規律と責任をはっきりさせ確立しながら「改革・解放」をすすめることが、いかに大変な事業であるかがわかる気がします。今回の旅ではあまり分からなかった共産党の指導力というものも、今後ますますその真価が問われることになるだろうと思いました。

5 日本に対する中国の人々の想い

今回の旅では、私たちの「ルーツ」探しに、中国の大勢の知らない人たちが、実に親切に協力してくれました。探しているのは、旧満州国の官吏宿舎であったり日本人学校の跡であったり、中国の人々には苦い思いがつきまとう場所や建物ばかりでしたが、私たちを傷つけないように配慮しながら、心から親切な対応をしてくれました。

年金生活者のUさんなどは、戦時中、近くの二つの村が日本軍によって皆殺しにあり、それ以来日本人は怖くて仕方がなかったと話してくれましたが、それでもいまは国交回復30周年でもあり、日本の人たちと仲良くなりたいと、心から思うようになっている、と言ってくれました。私たちも自分の親たちや日本の戦時中の行為を率直にお詫びしながら、心の広い、活き活きとした中国の人々と、これからもっともっと交流を深めたいと思って帰ってきました。日本人は一ヶ月分の給料でゆったりとした中国旅行ができるけれど、中国人は1年分の給料でも日本旅行はなかなかできない、というTさんの言葉が耳に残ります。それに、今はまだ、東北地方の中国人は自由に海外に旅することはできないそうです。障害はいろいろありますが、中国は本当に近い国ですし、話してみると実によく気持ちの通じ合える人々です。不破さんの訪中もあったことですし、日本は先進国で中国は途上国だといった驕りを捨てて、互いに学び合い協力し合う交流を、これからはさらに大きく発展させていきたいものです。

（中国ではテープレコーダーを使った聞き取りはできなかったこともあって、以上の記述には不正確なところも多々あると思います。引用などはなされないようお願いします。）

（おおき・かずのり／日本福祉大教授、労働総研代表理事）



研究所便り

☆2002年7月15日以降の主な活動日誌

〈7月〉18日名古屋市職労定期大会 19日労働懇話会 20日自治労連県本部定期大会名古屋法律事務所20周年 21日愛労連定期大会(熱田区役所)自動車産業職場政策研究会 原水爆被災者追悼集会 22日中部空港関連事業差し止め住民訴訟・1103法廷24日～26日全労連大会 25日健康と環境をまもれ行動デー 26日全国自治体学校 27日労働者の権利部会 27日～28日日本母親大会(九州大学) 30～4日あいち平和美術展・市民ギャラリー(8月)2～4日全国保育団合同研究集会(静岡) 4日労働運動フォーラムPAT・2 6日原水爆禁止世界大会・広島 9日原水爆禁止世界大会・長崎 13日～17日あいち平和のための戦争展 26日～28日全国自治労連定期大会〈9月〉2日～3日第16回日本高齢者大会・東京都体育館 7日介護の会愛知連絡会総会 シンポ「これからのエネルギーとみどり」 8日愛知建交労総会 15日愛知母親大会 自動車産業職場政策研究

☆今後の主な予定 〈9月〉20～22日前進座9月公演「出雲の阿国」(中日劇場) 20日～10月22日名古屋市定例議会 21日ヨハネスブルグ・サミット報告会・教育基本法を考える集い(名古屋市教育センター) 28日第11回所員会議予定・第29回労働者の権利部会・第7回スウェーデン研究会〈10月〉4日第3回労働懇話会13:30～労働会館 5日あいち高齢者大会(市公会堂)6日働く女性の愛知県集会・労働運動フォーラム 8日第5回愛知労働問題研究所理事会 10日～11日2002愛知自治体キャラバン・前 16日～17日同左・後〈11月〉2日愛知労働問題研究所研究集会13:30～労働会館

☆寄せられた感想から・毎月本誌には、すぎましいばかりの労働問題状況、労資関係の現実に関するより直接的な諸事実が豊富に反映されており、私にはきわめて貴重な情報源として非常に役立っております。本100号記念特大号では、猿田正機所長の「21世紀の社会・労働問題研究」が事実を直視しうる“囚われない”思考感覚を感じさせて特に印象的でした。この点は98号掲載の氏によるスウェーデン体験をふまえた「労問研報告」批判も同様でその内容には深く学ばされるところ少なくありません。大木一訓前所長の鋭角的な情勢分析や伊藤欽次氏の有益な情報提供などとともに、運動論に関しては、猿田現所長の旧来の枠組みや常套句・慣行に囚われない“生きた現実”“本当の現実”からの“勇気ある”問題提起の継続・展開を大いに期待しています(鈴木富久)

☆今回は101号記念誌となりました。多くの方のご協力に感謝いたします。

* 「所報」第101号(隔月刊)/発行日2002年9月15日

* 発行所・編集発行人 愛知労働問題研究所(略称:労問研)

* 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館304号

* TEL/FAX(052) 883-6978/883-6958 Eメール ali@japan-net.ne.jp

* ホームページ <http://www.roren.net/romonken/>

* 所報定価(1部)200円+送料90円 (1年)1200円+送料540円

* 研究所会費(年)個人6000円 団体1口・12000円 *会員の購読料は会費に含む

* 送金先:郵便振替00860-6-80604 愛知労働問題研究所/東海銀行金山・普通口座1368019

* お願い:新年度会費の納入についてご協力下さい

